

特定非営利活動促進法（NPO法）の改正について

令和2年12月9日「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が公布され、令和3年6月9日より施行されます。改正内容は以下のとおりとなっております。

1. 設立の迅速化

縦覧期間、補正期間の短縮

- 設立認証申請、定款変更認証申請の縦覧期間が「1月間」から「2週間」に短縮
 - 申請書、添付書類の不備による補正期間は「2週間」から「1週間」に短縮
- 縦覧事項はインターネットの利用等により公表されます
⇒この公表は、所轄庁による認証・不認証の決定までの間、行われます。

2. 個人情報保護の強化

住所等は公表等の対象からの除外

以下の「役員名簿」「社員名簿」に記載されている個人の住所・居住は、閲覧・謄写の対象から除外されます。

- 設立認証の申請があった場合に所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」
- 請求があった場合にNPO法人（認定・特例認定人）が閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」
- 請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」「社員名簿」
⇒社員その他の利害関係者から請求があった場合に法人が閲覧される「役員名簿」「社員名簿」については、引き続き閲覧の対象です。

3. 事務負担の軽減

認定・特例認定NPO法人の所轄庁への提出書類の一部削減・追加

- 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出は不要
⇒当該書類の「作成」「事務所への備置き」「事務所における閲覧」は引き続き行う義務があります。
- 「役員報酬規程」「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要
⇒変更が生じた場合は、提出する必要があります。
参考：役員等に対する報酬等の状況を記載した書類について、内閣府令を改正し、毎事業年度の提出を義務付ける。

4. その他

各種事務のオンライン化

- NPO法に基づく各種事務のオンライン化の促進に向け、今後、必要な措置が講じられます。